別表１

区分	施設種別
１　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第７条に基づく次の施設等	乳児院 母子生活支援施設 児童養護施設 助産施設 保育所 児童厚生施設
２　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和４年法律第５２号）第１２条に規定する女性自立支援施設	女性自立支援施設
３　学童クラブ事業実施要綱に基づく施設	学童クラブ
４　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第１項に基づく施設	自立援助ホーム
５　児童福祉法（昭和２２年法第１６４号）第６条の３の第８項に基づく施設	小規模住居型児童養育事業所（ファミリーホーム）
６　子育てひろば事業実施要綱に基づく施設	子育てひろば（一般型、連携型）
７　東京都認証保育所事業実施要綱に基づく施設	認証保育所（A 型、B 型）
８　認可外保育施設に対する指導監督要綱に基づく施設	認可外保育施設 （１０及び居宅訪問型保育事業を除く）
９　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第９項、１０項、１２項に基づく施設であって、第３４条の１５第２項の認可を受けている施設	家庭的保育事業実施場所 小規模保育事業実施施設 事業所内保育事業実施施設
１０　家庭的保育事業等実施要綱に基づく施設	家庭的保育事業等実施場所
１１　東京都病児保育事業実施要綱に基づく施設	病児対応型・病後児対応型実施場所

別表２（第４条関係）

１　事業内容	２　補助対象経費	３　算定方法
地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険がある賃借物件（注１）で運営している社会福祉施設等が、利用者の安全を確保するために実施する耐震性のある物件（注２）への移転	移転に係る施設設備等運搬経費、移転後の賃貸借契約に係る礼金	別に定める補助対象面積に別に定める補助単価を乗じて得た額と補助対象経費の実支出額（ただし、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額がこれを下回る場合はその額）とを比較して、少ない方の額

（注１）地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険がある賃借物件とは、別に定める基準による。

（注２）耐震性のある物件とは、別に定める基準による。